

頁	条 項	誤	正	備考、解説
第2部 アウトドアラウンド				
63	205条	リカーブ部門の用具の通則		
	10項	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、 <u>靴底面より2cm以上</u> はみ出てはならない。	
65	206条	コンパウンド部門の用具の通則		
	10項	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、 <u>靴底面より2cm以上</u> はみ出てはならない。	
74	210条	得点記録		
	18項	主催者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、X点数の記入のないスコアカード、または計算間違いの有るスコアカードを受領する必要が無い。主催者または役員が間違いを発見した場合、その間違いを訂正し、その結果は有効となる。訂正は、競技の次のステージの前までに行わなければならない。合計得点に相違が発見された場合、低い得点を最終的とする。	競技者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、X数をすべて記入したスコアカードを提出しなければならない。主催者または役員が間違いを発見した場合、その間違いを訂正し、その結果は有効となる。訂正は、競技の次のステージの前までに行わなければならない。	・表現変更 ・「～、低い得点を最終的とする」 ⇒ダブルスコア方式の場合で、日本では削除する。
76	210条	得点記録		
	19項 -(4)	なお、敗退した競技者の順位は、勝ったセット数で、セット数が同数の場合は、最後のマッチでの合計得点で最終順位を決定する。同点の場合、本条第19項1号a・bの規定により、決定することができる。また、1/4ファイナル(準々決勝)で敗退した競技者は、勝ったセット数で、セット数が同数の場合は、最後のマッチでの合計得点で最終順位を決定する。なお同点の場合、同順位とする。 なお、敗退した競技者の順位を本条第19項1号a・bの規定により、決定することができる。	なお、敗退した競技者の順位は、 <u>その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合は、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。合計得点が同点の場合、本条第19項1号a・bの規定により、決定することができる。</u> また、1/4ファイナル(準々決勝)で敗退した競技者は、 <u>その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合は、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。なお合計得点が同点の場合、同順位とする。</u> なお、敗退した競技者の順位を本条第19項1号a・bの規定により、決定することができる。	①ポイント数の高い者 ②最後のマッチの総合計点の高い者 上記の順番で順位が付けられる。

頁	条 項	誤	正	備考、解説
79	212条 疑義・抗議・異議の申立			
	1項	～ その他のスコアカードの記載に関する問題も、審判員に付託される。	～ その他のスコアカードの記載に関する問題は、審判員に付託される。	
第3部 インドアラウンド				
95	304条 リカーブ部門の用具の通則			
	10項	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、 <u>靴底面より2cm以上はみ出てはならない。</u>	
97	305条 コンパウンド部門の用具の通則			
	10項	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、地面から2cm以上突出してはならない。	足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、 <u>靴底面より2cm以上はみ出てはならない。</u>	
99	307条 行射			
	5項	～、 シューティングライン上にいるか否かにかかわらず、お互いに助言し合う事が出来る。	～、 シューティングライン上にいるか否かにかかわらず、お互いに助言し合う事が出来る。 <u>チームが行射している場合、監督は、コーチボックスのみでコーチすることができる。</u>	追記
104	309条 得点記録			
	16項	主催者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、9点数の記入のないスコアカード、または計算間違いの有るスコアカードを受領する必要が無い。主催者または役員が間違いを発見した場合、その間違いを訂正し、その結果は有効となる。訂正は、競技の次のステージの前までに行わなければならない。合計得点に相違が発見された場合、低い得点を最終的とする。	競技者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、9数をすべて記入したスコアカードを提出しなければならない。主催者または役員が間違いを発見した場合、その間違いを訂正し、その結果は有効となる。訂正は、競技の次のステージの前までに行わなければならない。	・表現変更 ・「～、低い得点を最終的とする」 ⇒ダブルスコア方式の場合で、日本では削除する。

頁	条 項	誤	正	備考、解説
106	309条 得点記録			
	17項 - (4)	<p>なお、敗退した競技者の順位は、勝ったセット数で、セット数が同数の場合は、最後のマッチでの合計得点で最終順位を決定する。同点の場合、本条第19項1号a・bの規定により、決定することができる。</p> <p>また、1/4ファイナル(準々決勝)で敗退した競技者は、勝ったセット数で、セット数が同数の場合は、最後のマッチでの合計得点で最終順位を決定する。なお同点の場合、同順位とする。</p> <p>なお、敗退した競技者の順位を本条第19項1号a・bの規定により、決定することができる。</p>	<p>なお、敗退した競技者の順位は、<u>その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合は、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。合計得点と同点の場合、本条第17項1号a・bの規定により、決定することができる。</u></p> <p>また、1/4ファイナル(準々決勝)で敗退した競技者は、<u>その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合は、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。なお合計得点と同点の場合、同順位とする。</u></p> <p>なお、敗退した競技者の順位を本条第17項1号a・bの規定により、決定することができる。</p>	<p>①ポイント数の高い者</p> <p>②最後のマッチの総合点の高い者</p> <p>上記の順番で順位が付けられる。</p>
108	311条 疑義・抗議・異議の申立			
	1項	<p>～ その他のスコアカードの記載に関する問題も、審判員に付託される。</p>	<p>～ その他のスコアカードの記載に関する問題は、審判員に付託される。</p>	
第4部 フィールドラウンド				
131	413条 疑義・抗議・異議の申立			
	1項	<p>～ その他のスコアカードの記載に関する問題も、審判員に付託される。</p>	<p>～ その他のスコアカードの記載に関する問題は、審判員に付託される。</p>	